

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化し厳しさを増す中で、経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させるためには、コーポレートガバナンスの充実が非常に重要であると認識し、その実現に向けて取り組みを行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

すべての原則について、平成30年6月改訂前のコードに基づき記載しております。

(今後実施する予定のない原則)

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載】

当社では、株主の皆様が十分な議案の検討期間を確保できるよう、招集通知を法定期日より6日前に発送致しました。また、株主総会の招集に係る取締役会決議から、招集通知を発送するまでの間における、当社ホームページ等で招集通知に記載する情報の電子的公表につきましては、本来、株主への開示情報であるべきとの考えから、現在のところ予定しておりません。

【補充原則1-2-4 議決権電子行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

当社は、書面による議決権行使制度による議決権行使について、現在の議決権行使状況からみて大きな支障はないと考えており、議決権の電子行使を可能とするためのプラットフォーム作り(議決権電子行使プラットフォームの使用等)については、現在のところ予定しておりません。招集通知の英訳につきましても、現在、海外投資家の比率が低いので、費用対効果を考慮し招集通知の英訳は行っておりませんが、要約決算短信(連結)につきましては英訳を当社ホームページ上に掲載しております。今後、株主数や株主構成を踏まえつつ、導入の検討を行ってまいります。

【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現在、当社の海外投資家(外国法人等の株式保有)の比率が極めて低いため、要約決算短信(連結)のみ英文開示しており、株主総会招集通知、決算説明資料、四半期報告書等の英文開示は実施しておりません。

【補充原則4-10-1 任意のしくみの活用(指名・報酬等の検討)】

当社は、経営判断が会社内部者の論理に偏ることがないよう、独立社外取締役が中立的な立場で、適切な関与・助言を行っており、その責務を十分果たしていることから、現時点では諮問委員会等の任意の会を設置する予定はありません。

(現時点では未実施ではあるが、今後実施する予定のある原則)

【補充原則1-2-5 実質株主との対話】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿に記載されている者が有しているとして、信託銀行の名義で株式を保有する機関投資家の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは原則認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行の動向をみながら、実質株主の株主総会出席に関わるガイドラインを検討してまいります。

【補充原則2-2-1 行動準則の遵守確認】

当社取締役会は、フマキラー行動規範の遵守状況について全社員を対象とするアンケート等の方法により、行動準則が広く実践されているか否かについて適宜または定期的にレビューを行い、行動規範の浸透度について確認検討してまいります。

【補充原則4-1-2 中期経営計画に対するコミットメント】

当社は、社内向けに中期経営計画を検討中ですが、主力の殺虫剤事業が天候要因や為替の影響等事業に影響を及ぼす要因が多様化していることで中長期予測の公表が困難であり、現在単年度の数値目標のみを公表しております。中期経営計画策定後は、各事業の収益計画や経営指標並びに目標値に対して、適宜予実分析を行い、次年度の計画と確認を行ってまいります。今後は、当社及び当社グループの収益計画や経営指標並びに目標値等の公表についても検討してまいります。

【補充原則4-1-3 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、取締役会で取締役等の後継者の計画(プランニング)について、その情報を共有し適切に監督を行ってまいります。

【原則4-2 取締役会の役割・責務(2)】

経営陣幹部からの提案は、会社の活性化や持続的な成長に不可欠なものと認識しており、取締役会への提案は随時受け付けております。当社は、取締役の報酬については報酬水準等定期的に見直し、取締役会にて審議しています。経営陣の報酬は、固定枠(基本報酬)に加え、別途業績と連動させた変動枠(役員賞与)を設定していますが、今後、持続的な成長へのインセンティブ付与を目的として、中長期的な業績と連動する報酬形態の導入についても検討してまいります。

【補充原則4-2-1 役員報酬の中長期的な業績との連動、現金と自社株報酬との割合の設定】

経営陣の報酬は、固定枠(基本報酬)に加え、業績と連動させて変動枠(役員賞与)で設定していますが、今後、持続的な成長へのインセンティブ付与を目的として、中長期的な業績と連動する報酬形態の導入についても検討してまいります。

【補充原則4-8-1 独立社外取締役の情報交換・認識共有】

当社は、現在、独立社外取締役を1名選任しておりますが、今後、会議体をどのようにするか検討してまいります。社外取締役に求めるものとして、会社法で定められた要件に加え、経営監督機能とともに、客観的な立場から事業を活性化させる助言を期待し

ております。

【補充原則4-8-2 独立社外取締役と経営陣・監査役(会)の連携】

当社は、現在、社外取締役(独立社外取締役)を1名選任しておりますが、常勤監査役や独立社外監査役をはじめ他の監査役とも連携し、客観的な立場に基づく情報交換・認識共有ができる体制を構築してまいります。

【原則4-14 取締役・監査役へのトレーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、担当部門の責任者が、会社法や金融商品取引法・会計ルール等、職務上必要な法令知識について、取締役会や経営会議にて、随時、情報提供を行っております。

また、新任の取締役・監査役に対して、就任時に取締役協会や監査役協会、あるいは銀行等の外部機関を利用した研修の機会の提供やその費用の支援を行っております。

個々の取締役・監査役に適したトレーニングの状況については、適宜、取締役会に報告してまいります。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、当社グループの業績や将来の社会情勢及び経済環境等を踏まえ、中期経営計画を策定し、各事業戦略や拠点別収益計画の目標値を定めていますが、現在、単年度の事業戦略や数値目標を公表しております。

今後は、当社及び当社グループの収益計画や経営指標並びに目標値等の公表についても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社グループは、政策保有株式につきましては、良好な取引関係の維持、または事業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上等といった経営戦略の一環として、政策的に必要とする企業の株式を保有しています。

政策保有株式を新規に取得あるいは継続保有する場合は、保有する目的・数量・効果等を検証した上で、社内手続きを経て取締役会に諮り、個々の株式に応じた総合的な判断のもとに取得あるいは保有していますので、現時点では統一の基準を設けておりません。

なお、個々の保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか、発行会社の企業価値向上を期待できるかどうかなど総合的に勘案し、原則として全ての政策保有株式について議決権を行使しております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社と当社役員との直接取引及び当社と当社役員が代表を務める他の企業との取引等、会社法に定める利益相反取引につきましては、取締役会にて決議し、その後もその取引について定期的に報告しております。

また、関連当事者との取引につきましては、招集通知・有価証券報告書等に記載して開示しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等、経営戦略、経営計画

当社グループは、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、その実現のために中長期ビジョンとして「世界に感動を。そして愛される企業へ。」を掲げ、世界中から愛される企業を目指しています。

当社は、当社グループの経営理念や経営戦略を、招集通知・事業報告書・決算説明会資料等にて、可能な範囲で開示しています。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、経営環境が急速に変化し厳しさを増す中で、経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させるためには、コーポレートガバナンスの充実が非常に重要であると認識し、その実現に向けて取り組みを行っております。

(3) 取締役等の報酬決定方針と手続

当社は、取締役の報酬についてその総額を株主総会の決議により決定し、個々の取締役への配分は取締役会において決定しています。

取締役の役職に応じた報酬額は、取締役会決議により社内規程に定めており、世間水準や会社の業績、業績貢献度等を鑑み、2年ごとに見直ししています。

その規程に則り、個々の報酬額を取締役に付議して決定しております。

(4) 取締役等の選任・指名に関する方針と手続

当社は、取締役の選任・任命は取締役規程に定めております。

取締役を選任するときは、当社の取締役としてふさわしい人格、識見、能力等を総合的な見地から判断して取締役会が推薦し、株主総会の決議により決定することとしています。

監査役を選任につきましても、取締役と同様な見地から取締役会が推薦し、監査役会の同意を得て株主総会の決議により決定することとしています。

なお、社外役員候補につきましては、上記に加え、東京証券取引所の定める独立要件を満たすことを条件としております。

(5) 取締役・監査役候補の個々の選任・指名についての説明

当社は、代表取締役をはじめとした経営陣幹部の選任と取締役並びに監査役候補の指名を行う際には、取締役会にて個々の選任・指名理由について説明を行っております。

なお、個々の選任理由につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務】

当社は、取締役会規程にて法令に定める事項を含め、取締役会で決議・報告すべき事項を定めており、経営陣は取締役会の監督の下、会社の経営方針に即した業務遂行を行っております。

また、経営に関する事項を協議する場として経営会議を設け、全社的な業務執行状況を把握するとともに判断・決定を行っております。

個別の業務執行の判断・決定については、原則として経営陣にその決定を委任していますが、取引内容や規模等によって職務権限を定め、委任の範囲を明確にしています。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、独立社外取締役について、コーポレートガバナンス強化のためその必要性を認識しており、独立社外取締役1名を選任しております。社外取締役1名が平成30年6月28日付で退任しましたので、引き続き候補者の選定を続けてまいります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督機能を発揮するために、会社からの独立性の確保を重視しております。

独立性の判断基準につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、取締役会にて適任性を判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、当社の取締役会は、業務執行の監督と重要な意思決定を行う上で、多様な視点、多様な経験、多様で高度なスキルを持った取締役で構成さ

れる必要があると考えております。

また、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任する等、さまざまな方面から総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としてのバランスが最適な形で確保されるように努めています。

取締役は、迅速な経営ができるように、現在、社外取締役1名を含め11名を選任しております。

なお、原則3-1に記載の通り、個々の選任理由につきましては、株主総会の招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の取締役・監査役（社外取締役・社外監査役含む）のうち、他の上場会社の社外監査役に就任している者が1名おりますが、招集通知にて開示しております。

今後、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合は、招集通知にて開示いたします。

【補充原則4-11-3 取締役会の評価と結果の開示】

当社取締役会は、社外取締役の意見・要望を取り入れることで、取締役会としての判断や会議運営等、取締役会全体の実効性を高めるように努めております。

現時点では取締役会の定期的な分析・評価は実施しておりませんが、今後、取締役会の機能を向上させるという観点から、取締役会に対する意見調査の実施等、分析・評価手法も含めて検討してまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役の特レーニング】

当社は、取締役・監査役に対し、担当部門の責任者が、会社法や金融商品取引法・会計ルール等職務上必要な法令知識、及び会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識について、取締役会や経営会議にて、随時、情報提供を行っております。

また、取締役・監査役は、取締役協会や監査役協会、銀行等の外部機関を利用した研修について必要に応じて参加しており、その費用は全額会社が負担しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社では、管理本部をIR担当部署とし、財務担当取締役をIR責任者としています。

財務担当取締役は、他部門の責任者と情報交換の上で、必要に応じて同席を求めながら、中間期と本決算の年2回開催している決算説明会や投資家との個別ミーティング、個人投資家向けの会社説明会を開催しています。

なお、当社は株主との対話にあたって、公平性を確保するため、決算情報などインサイダー情報の管理を徹底しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エステー株式会社	1,728,500	10.49
公益財団法人天下財団	1,327,500	8.05
株式会社みずほ銀行	580,125	3.52
株式会社広島銀行	574,872	3.49
天下産業株式会社	561,529	3.41
日本トラスティ・サービス信託銀行	456,200	2.77
住友化学株式会社	433,500	2.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	344,200	2.09
大下一明	250,000	1.52
野村信託銀行株式会社	234,900	1.43

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は平成30年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3月

業種 化学

直前事業年度末における（連結）従業員数 1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 13名
 定款上の取締役の任期 2年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 11名
 社外取締役の選任状況 選任している
 社外取締役の人数 1名
 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山下勝也	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山下勝也	○	—	社外取締役の山下勝也氏は、他の企業の代表取締役や役員の経験を有しており、これらの経験を独立した立場から当社の経営に活かしていただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。 また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。 <独立役員に指定した理由> 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは決算の監査に加え適宜会合し、積極的な意見及び情報交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上をめざしています。また企業経営や日常の業務に関して、必要に応じて会計監査人からアドバイスを受ける体制をとっております。また内部監査部門である総合統括部が、監査役と連携をとり、内部監査部門の独立性を保ちながら適宜監査役の職務遂行に必要な事項(調査依頼、情報収集等)を補助しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
早稲田幸雄	公認会計士														
菊池欣也	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
早稲田幸雄	○	—	公認会計士としての専門性を活かして監査を行い、客観的に意見を出していただいております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、また主要株主でないため、一般株主との利益相反の生ずる恐れのないものとして独立役員に指定しております。
菊池欣也	○	—	会社経営の豊富な経験をもとに、経営者の職務遂行が妥当なものかどうか監督していただいております。また、同氏は経営陣との間で特別な利害関係を有しておらず、また主要株主でないため、一般株主との利益相反の生ずる恐れのないものとして独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

業績に応じて役員賞与を支給しているため、実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

該当事項はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬についてその総額を株主総会の決議により決定し、個々の取締役への配分は取締役会において決定しています。
取締役の役職位に応じた報酬額は、取締役会決議により社内規程に定めており、世間水準や会社の業績、業績貢献度等を鑑み、2年ごとに見直ししています。
監査役の報酬についてその総額を株主総会の決議により決定し、個々の役割等を勘案して監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役は、取締役会などの重要会議に適宜出席しております。また、取締役会の議事録は都度、社外監査役に提出されております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は原則として年間10回程度開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、経営に関する基本方針や重要案件、業績の進捗状況、法令への対応などについて討議・検討・決定するとともに、取締役会を取締役の職務執行状況を監督する機関として位置づけております。

また、常勤取締役で構成する経営会議を原則として毎月開催とし、取締役会の定めた事業計画、利益計画等の執行状況及び進捗管理などを協議するとともに、「経営会議規程」に規程されている重要事項の協議・決議を行っております。

監査役は、取締役会等の会議に適宜出席し、客観的立場から取締役の業務執行を監視するとともに、業務の改善に向けて具体的な提言・助言を行い、経営の健全性の維持・強化を図っております。

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人として、平成19年6月28日開催の定時株主総会で、あずさ監査法人を選任いたしました。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、経営の意思決定を行うとともに、取締役それぞれの業務執行を監督する機関として位置づけております。

また、当社は外部からの客観的・中立の経営監視の機能が重要であると考え、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。これら社外役員が社外での豊富な経験と幅広い知見に基づいた中立的、客観的な立場に基づく意見、助言等を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの有効性が担保されているものと考えております。

/// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

株主総会招集通知の早期発送 法定期日より6日前に発送しています。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 第二四半期と期末に説明会を実施しております。

あり

IR資料のホームページ掲載 決算短信、英訳決算短信を掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 経営理念、行動規範において規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

「フマキラー・グループ行動規範」をグループ全社員に配布し、当グループの経営理念・経営基本原則ならびに法令遵守等を周知徹底しております。

当社は、「取締役会規程」に従い、経営に関する基本方針や重要案件、業績の状況、法令への対応等について討議・検討・決定するとともに、取締役の職務執行状況を監督する体制を整えております。

法令遵守については、「コンプライアンス規程」をはじめとする規範体系を明確にするとともに、組織体制における取締役の役割を定め、グループ内のコンプライアンス体制を整えております。

内部監査部門の総統括部が、「内部監査規程」に基づき定期的に内部監査を行い、使用人の職務執行の適法性を評価する体制の構築に努めております。

法令遵守その他の面で疑義のある行為があった場合、社員が直接通報する「内部通報制度」により実効性を強化しております。

なお、内部通報は、社員のみならず子会社・取引先からの通報も受け付けることとしています。

【取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役の意思決定に関する議事録、稟議書等の記録については、社内規程に則り作成・保管を徹底し、閲覧可能な状態を維持しております。

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規程」にて、議事録の作成・保管に関する事項を定めております。

【損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

当社は、「全社リスク管理基本方針」に基づき、事前に適切な対応策を準備し損失の危険を最小限にすべく、業務運営に係るあらゆるリスクについて適切に管理・対応できる体制の構築に努めております。

取締役会において、グループを取り巻く外部経営環境の動向、内部経営活動の状況を分析し、これら分析結果やリスク把握に基づき、意思決定を行っております。

内部監査部門の総統括部が、「内部監査規程」に則り定期的に各部門・グループ会社の内部監査を行い、損失の危険を早期に発見することに努めております。

【取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

当社は、各部門・グループ会社について、その事業に精通した取締役を配置することにより、機動的・効率的運営、意思決定の迅速化に努めております。

役員が参加する経営会議を原則として毎月開催し、迅速な意思決定に努めています。

「職務分掌規程」及び「職務分掌細則」を定め、部門・部署に権限委譲を行い、すみやかな意思決定と実行が可能となる体制を採っています。

【企業集団における業務の適正を確保するための体制】

「親子会社の関係を定める規程／子会社管理規程」に、当グループにおける子会社管理のポリシーについて定め、子会社における業務の適正を確保するための体制の構築に努めております。

「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社に対する監査を定期的に行い、グループ会社における業務執行状況を調査できる体制を構築しています。

「内部通報規程」に定める内部通報制度により、グループ会社社員及び社外からの相談・通報を受け付け、業務執行の適正を図るための体制の実効性を強化しております。

子会社に対し、親会社から必要な人員を派出させる等、子会社における経営遂行の監督と援助ができる体制を採っています。

【監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項】

監査役は監査補助人として総統括部員を指揮下におくことができると定めています。また、総統括部の編成・異動・人事評価に関しては監査役会の同意を得ることとしています。さらに、監査役からの監査に関わる総統括部への指示事項は最優先で遂行しなければならないこととしています。

【取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制】

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、遅滞なく、監査役会に報告することとしております。

内部監査部門の総統括部は、監査役から指揮命令のあった監査業務について監査結果を報告することを「内部監査規程」に定めております。

重大な法令違反・不正等の兆候があると判断した場合、通常の内部通報窓口とは別に、監査役会が受ける通報窓口を設けています。

当社及び子会社の役員・使用人等に対し、当社監査役に報告したことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止しております。

【その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制】

監査役は取締役会やその他の会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績、財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書等、重要な文書を確認できる体制を整えております。

監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家の意見を求めて相互認識と信頼関係を深めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みについて、「フマキラー・グループ行動規範」にて、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然たる態度を取り利益を供しないことを宣言し、これを当社グループ全社員に周知徹底しております。

また、平素より、反社会的勢力との関係を遮断するため、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報収集に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

基本方針の内容

当社は、「ひとの命を守る。ひとの暮らしを守る。ひとを育む環境を守る。わたしたちは、世界中の人々がいつまでも安心して快適に暮らすことのできる社会づくりに貢献していきます。」という経営理念のもとで、中長期的な視点から経営を行い、グローバルな競争力を持つ企業として企業価値の向上に努めております。

そのためには、当社がコア事業の殺虫剤、家庭用品、園芸用品において長年にわたり培ってきた生産・販売・技術の専門知識やノウハウ、経験をもとに、顧客満足度の高い高付加価値商品を積極的かつ継続的に開発することが必須条件であり、同時に国内及び海外の顧客・取引先等との長期的な関係構築が不可欠であります。

こういった当社の事業特性を理解し長期的視野で当社の理念を実施していくことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益につながるものと考え、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上記の理念を実践する者でなければならないと考えております。

当社といたしましては、公開企業である当社株式の売買は、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えておりますが、当社及び当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者に対しては、必要かつ相当な措置を採ることにより、当社及び当社グループの企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保する必要があると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、大正13年、当社の前身である大下回春堂の創立以来、殺虫剤を中心に園芸用品、家庭用品、業務用品へと事業領域を拡大し、日本のみならず世界中を舞台とするグローバル企業へと躍進を遂げてきました。現在、グループ会社として国内関係会社6社及び海外主要連結子会社8社（インドネシア2社、マレーシア、タイ、ベトナム、ミャンマー、インド、メキシコ）で製造販売または販売を行い、ヨーロッパ・中南米・アフリカ・中近東等の6ヶ国で技術指導による現地生産を行っており、世界約70ヶ国に及ぶ海外ネットワークを構築しております。

当社及び当社のグループ会社（以下「当社グループ」といいます。）は、創立以来特に研究開発に注力し、世界初の専売特許殺虫剤「強力フマキラー液」に始まり、昭和38年には世界初の電気蚊取り「ペープ」、その後平成12年には世界初の電池式蚊取り「どこでもペープ」、平成20年には火も電気も水も使わない次世代蚊取り「おすだけペープ」を発売する等、斬新な発想による幾多の新価値創造型新製品を生み出してまいりました。特に、主力の殺虫剤においては、世界中で発生している害虫による感染症の脅威や外来種の危険な害虫に対して、これまでに培ってきた技術とノウハウを結集し、今までにない高効力を訴求した製品を開発するとともに、感染症の恐ろしさを伝える啓発活動にも取り組んでおります。

このような当社の経営理念の継続的な実行により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー（株主、顧客、従業員、社会等）に利益をもたらすものと考えております。

当社は、当社グループが生産・販売・技術面でグローバルな競争力を持つ企業としてさらに成長し、企業価値の増大と堅固な経営基盤を確立するために、①商品開発力の強化、②販売力・マーケティングの強化、③海外各拠点での事業拡大等の課題に取り組んでまいります。

また、当社は、経営の透明性及び効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え企業価値を増大させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つに位置付けております。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、平成27年5月18日の取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「本基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（以下、更新後の対応方針を「現プラン」といいます。）の改定及び継続について決議し、同年6月26日開催の第66期定時株主総会において現プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。

現プランの有効期間が、平成30年6月28日を持って満了することから、当社は、昨今の情勢変化、法令等の改正等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の維持及び向上の観点から、現プランの継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。

かかる検討の結果、当社は、平成30年5月16日開催の取締役会において、平成30年6月28日開催予定の当社第69期定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを更新し当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下、更新後の対応方針を「本プラン」といいます。）として継続することを決議し、同年6月28日開催の第69期定時株主総会において本プランにつき株主の皆様のご承認をいただきました。

なお、更新後の本プランは、現プランに語句の修正、文言の整理等所要の変更を加えておりますが、いずれも軽微なもので、基本的な内容に大きな変更はございません。

本プランは、大規模買付行為、すなわち特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資することを目的とするものであります。

大規模買付行為を行おうとする大規模買付者は、本プランに従い、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様のご判断並びに当社取締役会による評価・検討等のために必要な情報を提供することが求められます。大規模買付者が本プランに定める手続を遵守しない場合や、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合で、本プラン所定の発動要件を満たす場合には、大規模買付者等所定の者による行使が原則として認められないとの行使条件等が付された新株予約権の無償割当てその他の措置を講じることにより、大規模買付行為に対抗します。

本プランにおきましては、当社取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の合理性及び公正性を確保することを目的として独立委員会を設置しております。

また、本プランにおきましては、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関する独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとされております。

上記の取組みについての取締役会の判断

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、当社は、大規模買付行為が、本基本方針に合致し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に中長期的に資するものである限りにおいて、これを否定するものではありません。

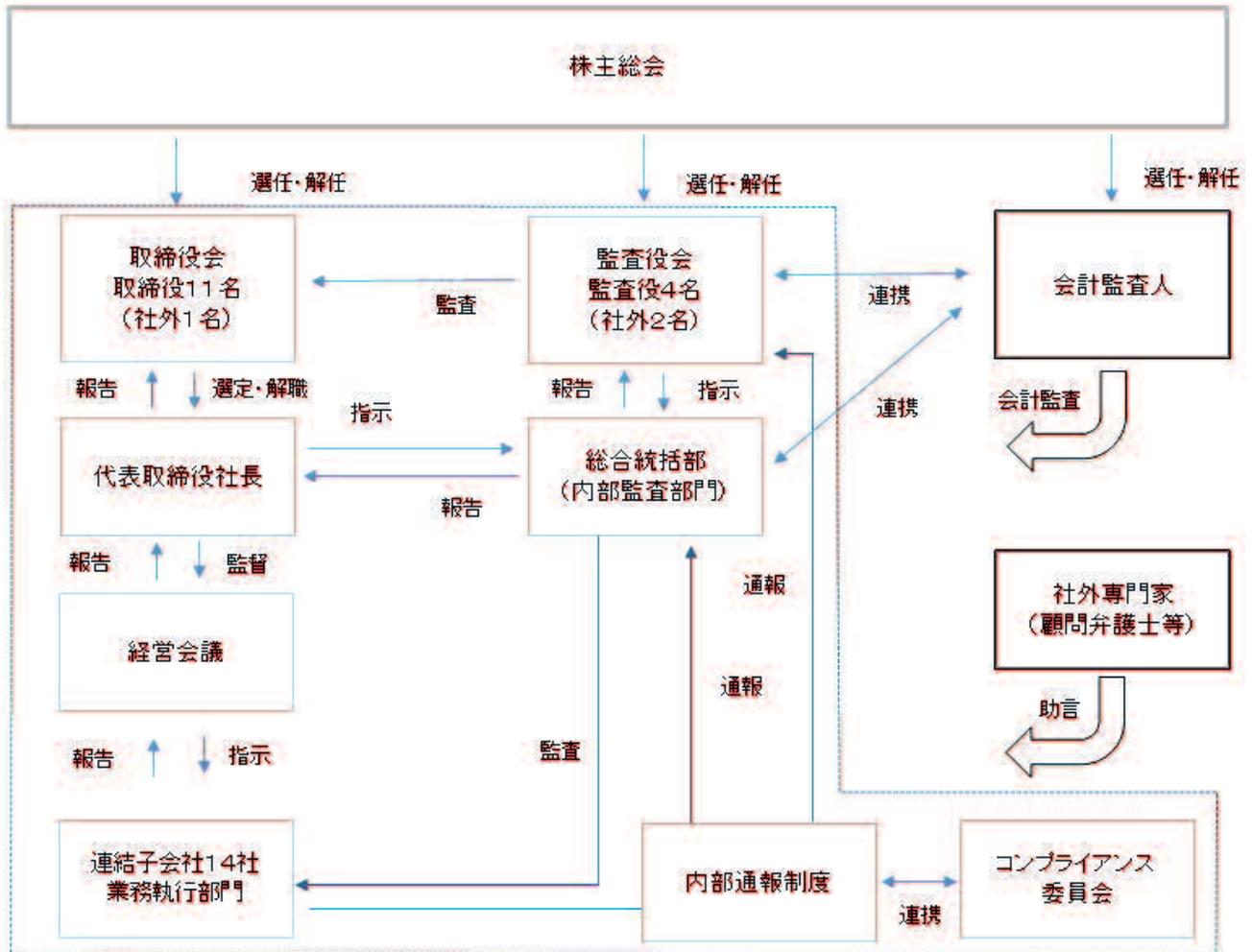
しかしながら、株式等の大規模買付行為の中には、株主の皆様が大規模買付行為の内容を検討し、また当社取締役会が株主の皆様が代替案等を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することが明白である濫用的なもの、株主の皆様が当社の株式等の売却を事実上強制するおそれのあるもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様が代わって当社経営陣が大規模買付者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値

値ないし株主共同の利益の最大化に資するよう本プランを継続することとしました。上記の取組みは本基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものではないと考えております。

なお、本プランにおきましては、取締役会の恣意的な判断によって対抗措置が発動されることを防止するため、独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を尊重して買収防衛策が発動されることが定められているほか、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、上記取組みは当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新



当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社における「重要な会社情報の適時開示」については、経理担当取締役を情報取扱責任者として据え、経理担当取締役の指揮のもとに業務部が担当しております。その具体的な会社の手続きは以下のとおりであります。

